

令和4年度 伊勢原市児童生徒の問題行動・不登校等調査結果について

伊勢原市教育委員会

文部科学省が「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」〔※調査対象は国公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）〕について、また、神奈川県教育委員会が「令和4年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」〔※調査対象は公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）〕について、調査結果を公表しました。

伊勢原市の調査結果（概要）は次のとおりです。※教育指導課・教育センター調べ

1 調査対象

伊勢原市立小中学校（小学校10校、中学校4校）

2 調査期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

3 調査内容

- I 暴力行為の状況
- II いじめの状況
- III 不登校の状況
- IV 自殺の状況
- V 出席停止の状況

4 主な調査結果

項目	令和4年度				令和3年度				令和2年度			
	小学校	中学校	小中合計		小学校	中学校	小中合計		小学校	中学校	小中合計	
			1,000人あたり				1,000人あたり				1,000人あたり	
暴力行為の発生件数	16	18	34	4.9	1	1	2	0.3	10	5	15	2.1
（前年度比較増減）	15	17	32	4.6								
中地区	297	180	477	7.2	198	100	298	7.2	205	99	304	7.3
神奈川県	6,712	2,531	9,243	14.5	6,224	1,961	8,185	12.7	6,054	1,714	7,768	12.1
全国 （1000人あたり）	61455 (9.9)	29699 (9.2)			48138 (7.7)	24450 (7.5)			41056 (6.5)	21293 (6.6)		
いじめの認知件数	364	63	427	61.0	310	54	364	50.8	167	42	209	29.5
（前年度比較増減）	54	9	63	10.3								
中地区	5,468	683	6,151	150.8	5,393	838	6,231	150.8	4,253	720	4,973	119.0
神奈川県	31,869	5,917	37,786	59.2	25,770	4,822	30,592	47.5	19,287	3,619	22,906	35.6
全国 （1000人あたり）	551944 (89.1)	111404 (34.3)			500562 (79.9)	97937 (30.0)			420897 (66.4)	80877 (24.9)		
不登校児童生徒数	82	113	195	27.9	47	88	135	18.8	55	52	107	15.1
（前年度比較増減）	35	25	60	9.0								
中地区	532	800	1,332	23.9	360	627	987	23.9	294	533	827	18.2
神奈川県	7,987	12,336	20,323	31.8	6,267	10,389	16,656	25.8	5,126	9,141	14,267	21.9
全国	105,112	193,936	299,048	31.7	81,498	163,442	244,940	25.6	63,350	132,777	196,127	18.8

* 「1,000人あたり」とは、児童生徒1,000人あたりの発生数

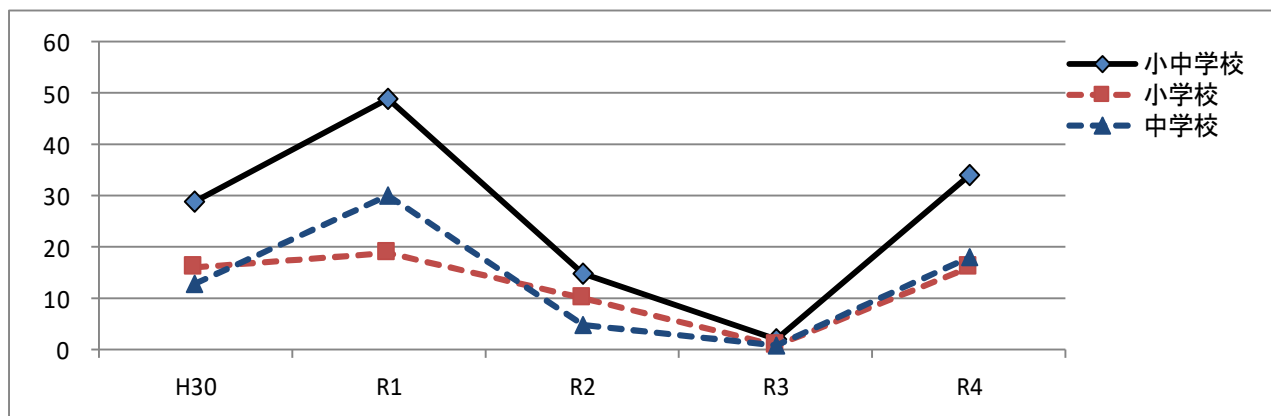
* 「中地区」とは、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

* 全国は国公立小中学校、義務教育学校及び中等教育学校で、他は公立小中学校のデータ（県データは県立中等教育学校を除く）

■ 詳細は次頁以降のとおり。「暴力行為」「いじめ」「不登校」の国による定義はP8以降に記載。

I 暴力行為の状況

■暴力行為の発生件数の推移【件数】



	H30	R1	R2	R3	R4
小中学校	29	49	15	2	34
小学校	16	19	10	1	16
中学校	13	30	5	1	18

- 暴力行為の発生件数は前年度より32件増加し、小中学校合計は34件でした。コロナ禍前の令和元年度の件数に迫る結果となりました。増加の要因は、感染症拡大防止の観点から児童生徒の多くがストレスを抱え込みながら生活を送ってきたことや、感染症対策の規制が徐々に緩和されていった中で、学校における様々な活動を通して子ども同士が関わる機会が増えたことによるものと考えております。
- 小学校では1年生～3年生の低学年に多く、中学校では1、2年生に多く発生しています。引き続き、自己肯定感の醸成やコミュニケーションスキルの育成、感情をコントロールするスキルの習得等について重点的に指導することが重要であると捉えています。

■形態別の発生件数の推移【件数】

小学校

	H30	R1	R2	R3	R4
対教師暴力	0	3	0	0	3
生徒間暴力	15	10	6	1	10
対人暴力	0	0	3	0	0
器物損壊	1	6	1	0	3
計	16	19	10	1	16

中学校

	H30	R1	R2	R3	R4
対教師暴力	2	6	0	0	1
生徒間暴力	11	16	3	1	16
対人暴力	0	0	0	0	0
器物損壊	0	8	2	0	1
計	13	30	5	1	18

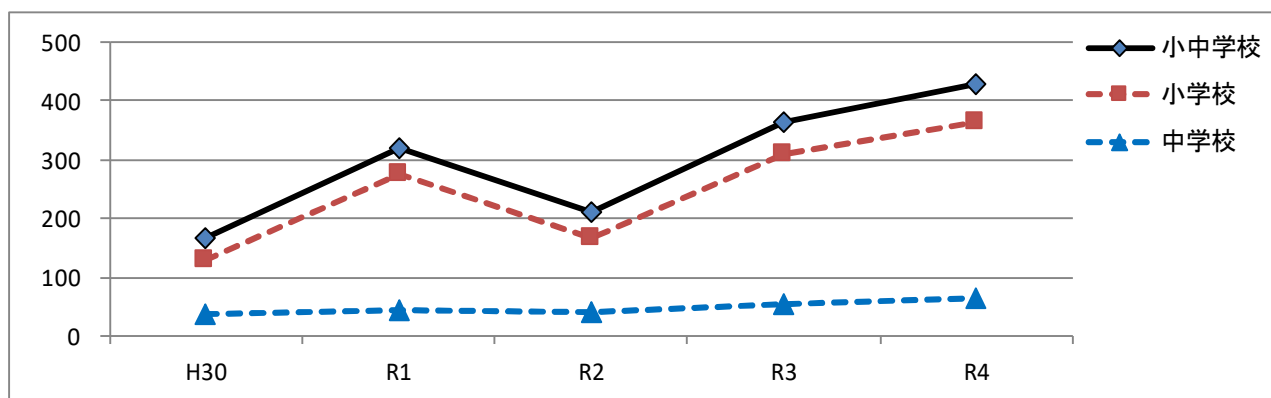
- 形態別では、生徒間暴力が大幅に増加し、令和元年度と同じ件数となりました。主な事例としては次のとおりです。
【対教師暴力】 注意されたことにカッとなり殴った。
【生徒間暴力】 ささいな言い合いから感情を抑えられず相手を殴った。
【器物破損】 文房具を故意に壊した。

■加害児童生徒への指導

- 令和4年度暴力行為の加害児童生徒の実数は、25人（小13人、中12人）でした。
- 学校では、教職員がチームとして保護者と協力しながら、「謝罪」「友人関係の改善」「規範意識の醸成」「主体的に活動できる場の設定」「学習指導」等の支援を行っています。

Ⅱ いじめの状況

■いじめの認知件数の推移【件数】



	H30	R1	R2	R3	R4
小中学校	166	321	209	364	427
小学校	130	276	167	310	364
中学校	36	45	42	54	63

- いじめの認知件数は、前年度より63件増加し、計427件でした。
- 学校では、年間を通じて複数回のアンケート調査を実施するなど、いじめ防止基本方針を踏まえて児童生徒が声を上げやすい雰囲気づくり、いじめが許されないという環境づくりに努めています。
- いじめの認知件数の増加は、いじめ防止対策推進法に対する教職員の理解が深まり、複数の目できめ細やかに見取っていることによるものと考えています。現在、ほとんどのいじめ事案が解消につながっています。これは、いじめの早期発見・対応、解消に向けた指導・支援、事後の見守り活動の効果的な循環を継続できている成果でもあると捉えています。

■態様別の認知件数の推移【件数】

いじめの件数と態様

	年度		H30		R1		R2		R3		R4	
	小中のいじめの件数合計		小中合計		小中合計		小中合計		小中合計		小中合計	
			172		321		209		364		427	
	いじめの件数		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
			42	130	276	45	167	42	310	54	364	63
態様別の認知件数（複数回答可）	態様の合計		49	140	293	54	175	45	326	54	380	64
	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。		25	71	176	25	67	25	150	23	177	34
	仲間はずれ、集団による無視をされる。		7	11	32	5	25	4	28	1	30	4
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。		8	15	34	10	19	3	54	1	96	8
	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。		3	7	8	0	15	1	20	0	12	5
	金品をたかられる。		0	1	1	1	4	0	2	0	2	1
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。		0	16	12	1	15	2	19	3	14	6
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。		0	17	23	1	19	4	13	15	35	0
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる。		4	1	6	4	6	6	6	11	4	5
	その他		2	1	1	7	5	0	34	0	10	1

- 態様別では、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。」が最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」の件数が多くなっています。

- 主な事例は次のとおりです。
 - ・ いやなあだ名をつけられたり、からかわれたり、陰口を言われたりする。
 - ・ 物を隠された（壊された）。
 - ・ 冷たい態度を取られた。無視をされた。
 - ・ SNS 上でいやなメッセージが送られてきた。
 - ・ 仲間はずれにされたり、疎外感を感じたりする。等
- 学校では、次のような点に留意し、対応に当たっています。
 - ・ いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであり問題を見逃さずに対応すること。
 - ・ 保護者を含め、被害側と加害側の間で認識にズレがあるケースには、早い段階で学校が間に入り対応する必要があること。また、被害側及び加害側と学校との間で認識にズレが生じないように複数人で対応すること。
 - ・ 加害者が特定しにくいケースでも教職員は被害側に寄り添い、できる限りの対応をすること。
 - ・ いじめが解消した後も継続的に見守り、支援を行うこと。
 - ・ いじめの内容によっては、犯罪行為として警察と連携しながら解決を図ること。

■いじめの現在の状況【件数】

区分	解消しているもの (R5.7.20現在)		解消に向けて取組中 (R5.7.20現在)		その他		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
小学校	361	99.2%	3	0.8%	0	0.0%	364	100.0%
中学校	63	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	63	100.0%
計	424	99.3%	3	0.7%	0	0.0%	427	100.0%

- 学校では、認知したいじめに対して、速やかに指導・支援を行い、一定の解消後も継続的に指導・支援に努めています。

■いじめに対する日常の取組【校数】 ※この表は各学校からの回答を基に作成しています

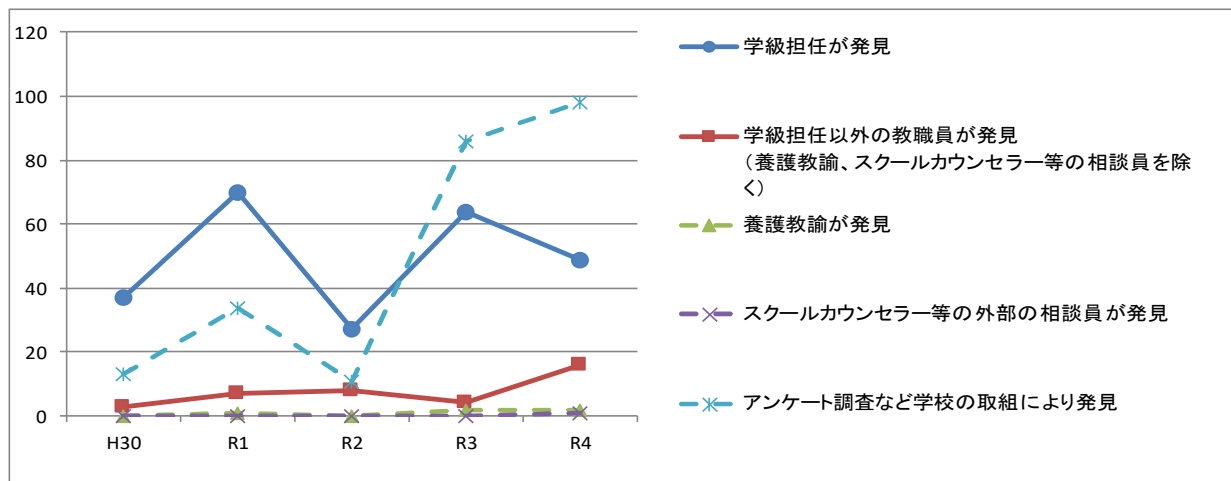
複数回答可

区分	小学校		中学校		計	
	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)
職員会議等を通じて、いじめ問題に関して教職員間で共通理解を図った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
いじめの問題に関する校内研修会を実施した	8	80.0%	3	75.0%	11	78.6%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした	9	90.0%	2	50.0%	11	78.6%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	9	90.0%	3	75.0%	12	85.7%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた	10	100.0%	2	50.0%	12	85.7%
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた	4	40.0%	2	50.0%	6	42.9%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った	4	40.0%	3	75.0%	7	50.0%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した	9	90.0%	4	100.0%	13	92.9%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った	10	100.0%	3	75.0%	13	92.9%
いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を募集した	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%

- 学校では、いじめの問題に対し日常から様々な取組を行っています。
- 改訂された市いじめ防止基本方針の策定に伴い、各学校におけるいじめ防止基本方針も改定されています。

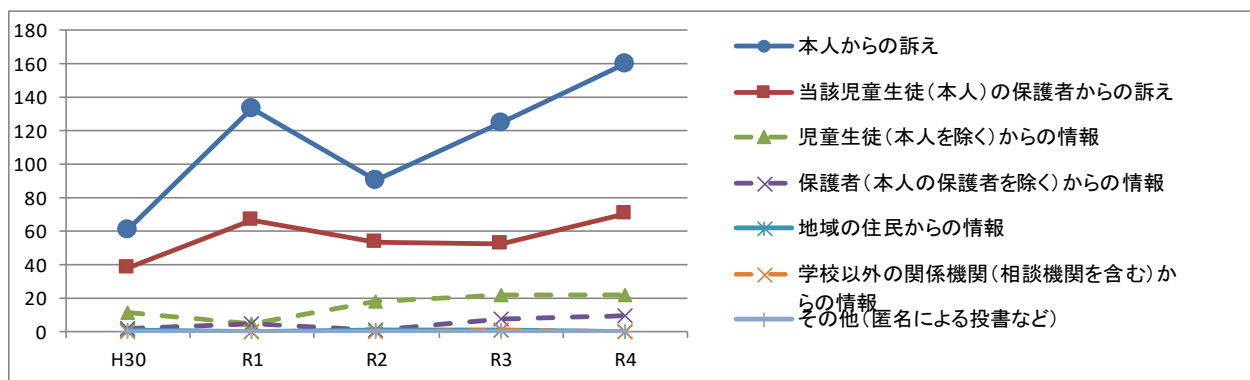
■いじめ発見のきっかけの推移【件数】

学校の教職員が発見（小中合計）



学校の教職員が発見	H30	R1	R2	R3	R4
学級担任が発見	37	70	27	64	49
学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	3	7	8	4	16
養護教諭が発見	0	1	0	2	2
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	0	0	0	1
アンケート調査など学校の取組により発見	13	34	11	86	98

学校の教職員以外からの情報により発見（小中合計）

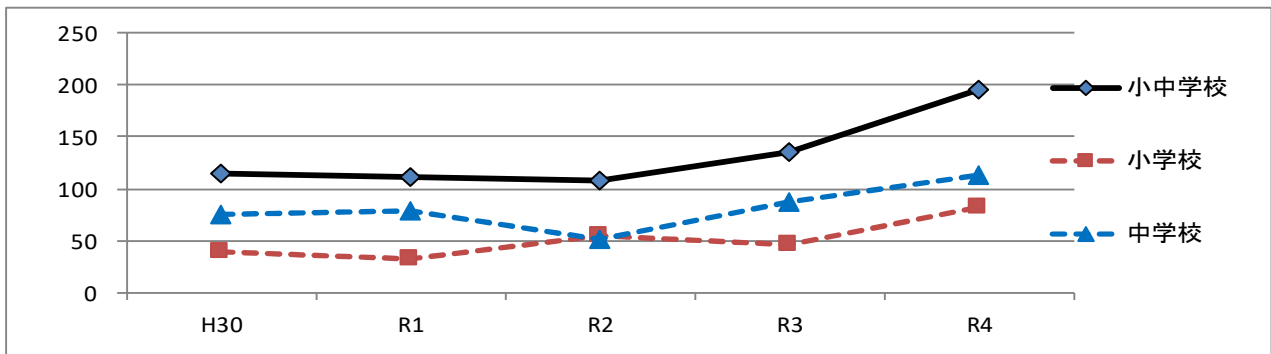


学校の教職員以外からの情報により発見	H30	R1	R2	R3	R4
本人からの訴え	61	133	90	125	160
当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	38	66	53	52	70
児童生徒（本人を除く）からの情報	11	5	18	22	22
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	2	5	1	7	9
地域の住民からの情報	1	0	1	1	0
学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	0	0	0	1	0
その他（匿名による投書など）	0	0	0	0	0

- 本人及び保護者からの訴えにより、いじめを発見するケースが増加しています。
- アンケート調査や教育相談の中でいじめを発見するケースが増加しています。アンケート調査や教育相談は、取組そのものが大切なのはもちろんのこと、学校全体として同時期に取り組むことで、児童生徒が訴えやすい環境を整えることにつながると捉えています。
- PTAや学校運営協議会、地域、関係機関と更なる連携を図り、児童生徒の安心・安全につながる体制づくりを推進します。

Ⅲ 不登校の状況

■不登校児童生徒数の推移（伊勢原市立小中学校）【人数】



	H30	R1	R2	R3	R4
小中学校	115	112	107	135	195
小学校	39	33	55	47	82
中学校	76	79	52	88	113

- 不登校児童生徒数は前年度から60人増加し、計195人でした。学校では、令和元年10月の「不登校児童生徒への支援の在り方について」の文部科学省通知を踏まえ、不登校を問題行動として捉えず、様々な要因から誰にでも起こりうることとし、家庭や関係機関等と連携し、個に応じた長期的かつ多様な支援を行っています。また、コロナ禍がもたらした生活環境や人間関係の変化は不登校の増加や低年齢化にもつながっていると考えています。

■学年別・欠席日数別の不登校児童生徒数【人数】

区分	学年	不登校児童・生徒数	欠席日数			
			30日～89日		90日以上	
			人数	割合(%)	人数	割合(%)
小学校	1年生	6	4	4.9%	2	2.4%
	2年生	7	2	2.4%	5	6.1%
	3年生	14	11	13.4%	3	3.7%
	4年生	14	11	13.4%	3	3.7%
	5年生	13	5	6.1%	8	9.8%
	6年生	28	8	9.8%	20	24.4%
	計	82	41	50.0%	41	50.0%
中学校	1年生	36	17	15.0%	19	16.8%
	2年生	43	8	7.1%	35	31.0%
	3年生	34	7	6.2%	27	23.9%
	計	113	32	28.3%	81	71.7%
合計	合計	195	73	37.4%	122	62.6%

- 不登校児童生徒数の減少に向けては、全体の37.4%を占める年間の欠席日数が30～89日（週1～2日程度）欠席の児童生徒への支援や、その前段階である休み始めの児童生徒への対応・支援が大切です。
- 長期にわたって欠席が続く児童生徒に対して、学校は保護者と協力し、教育センター等の関係機関と連携しながら個に応じた指導・支援に努めています。

■不登校児童生徒への指導結果状況【人数】

区分	小学校		中学校		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒	9	11.0%	25	22.1%	34	17.4%
指導中の児童・生徒	73	89.0%	88	77.9%	161	82.6%

- 学校は、家庭や関係機関等と連携し、不登校児童生徒の学校生活の再開や、将来の社会的自立に向けた指導・支援の充実に努めています。

Ⅳ 自殺の状況

伊勢原市(市立小中学校)

	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

神奈川県(公立小中学校)

	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	1	1	0	1	1
中学校	5	9	13	9	10
合計	6	10	13	10	11

全 国(国公立小中学校)

	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	5	4	7	8	19
中学校	100	91	103	109	123
合計	105	95	110	117	142

- 学校では、教育活動全体を通じ、生命を大切にする教育を充実・推進するとともに、市全体で自殺予防に向けた取組に努め、さらなる充実を図ることが大切であると捉えています。
- 学校では、自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育を様々な場面をとらえ取り組んでいます。

Ⅴ 出席停止の状況

伊勢原市(市立小中学校)

	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

神奈川県(公立小中学校)

	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

全 国(公立小中学校)

	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	0	1	0	1	1
中学校	7	2	4	3	4
合計	7	3	4	4	5

- 学校では、教育活動全体を通じ、規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談に取り組むとともに、日頃から学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等の中で、綿密な連携や協力を図ることが大切です。

〔参考〕文部科学省による定義・調査基準

○「暴力行為」

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とします。

○「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・教師の胸倉をつかんだ
- ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた
- ・養護教諭めがけて椅子を投げ付けた
- ・定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・その他、教職員に暴行を加えた

○「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例

- ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
- ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押しつけた
- ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
- ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
- ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

○「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
- ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
- ・登下校中に、通行人にけがを負わせた
- ・その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く）に対して暴行を加えた

○「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・教室の窓ガラスを故意に割った
- ・トイレのドアを故意に壊した
- ・補修を要する落書きをした
- ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・他人の私物を故意に壊した
- ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象としています。

○「いじめ」

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとします。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

(注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行います。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち、「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにします。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

(注2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。

(注3) 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。

(注4) 「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれます。

(注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

○「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

「長期欠席者」とは、1年間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」に分類し、理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選びます。

「病気」とは、「本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席したこと」です。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む）

「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席したこと」です。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的理由」「新型コロナウイルス感染回避」による者を除く）です。

○「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした理由のため登校しない（できない）。

「新型コロナウイルスの感染回避」とは、「新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しないこと、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断したこと」です。

「その他」は、「上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席したこと」です。

○「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。